

世田谷区告示第226号

世田谷区清掃・リサイクル条例（平成11年12月世田谷区条例第52号）第35条第1項及び世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（平成12年3月世田谷区規則第39号）第25条の規定に基づき、令和8年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を別紙のとおり告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

令和8年度一般廃棄物処理実施計画

1 施行区域 世田谷区

2 一般廃棄物の年間の処理量の見込み

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| (1) ごみ | 210,373トン
(日量 681トン) |
| (2) し尿、浄化槽汚泥等 | 885キロリットル
(日量 3.8キロリットル) |
| (3) 動物死体 | 850頭
(日量 3頭) |

3 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

基本方針 1 区民・事業者・区の協働による発生抑制

- 施策①▶ 区民・事業者・区の協働による発生抑制の推進
- 施策②▶ 区民の行動変容を促す多様な普及啓発・情報発信
- 施策③▶ 持続可能な社会の実現に向けた食品ロス削減の推進

基本方針 2 多様な資源循環の推進とサーキュラーエコノミーの実現

- 施策④▶ ライフスタイルや地域コミュニティの変化に応じた資源循環の取組み
- 施策⑤▶ 多様な資源循環とサーキュラーエコノミーの推進
- 施策⑥▶ 事業者による資源循環のさらなる推進

基本方針 3 廃棄物の適正処理の推進

- 施策⑦▶ より効果的・効率的な廃棄物処理の推進
- 施策⑧▶ 拡大生産者責任・排出事業者自己処理原則に基づく適正処理
- 施策⑨▶ 適正な分別・排出の促進

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

(1) ごみ

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
世田谷区清掃・リサイクル条例(平成11年12月世田谷区条例52号。以下「条例」という。)第2条第2項第1号に規定する家庭廃棄物	可燃ごみ(資源を除く。)	113,922ト(日量367トン)	世田谷区全域	世田谷区が原則として週2回収集する。	自動車による。	原則として、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場において埋立処分をする。	可燃ごみ、不燃ごみ、資源及びペットボトルに分別し、別表第1に規定する収集曜日及び時間に、保管している場所から資源・ごみ集積所(原則として集積所を利用しようとする区民及び当該集積所の設置に関わる関係者が協議の上、区に申し出た場所とし、清掃事務所は道路交通法(昭和35年法律第105号)等の法令及び収集作業上必要な範囲でその位置の調整を行った場所とする。以下同じ。)へ排出すること。ただし、一時多量及び臨時に排出する場合は、あらかじめ区長に申告し、その指示に従わなければならない。 別表第2に規定する排出禁止物を排出してはならない。 可燃ごみ又は不燃ごみについては、世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則(平成12年3月世田谷区規則第39号。以下「規則」という。)第27条第1項に規定する基準に適合した容器に収納して排出すること。なお、単身世帯、共働き世帯等であって容器の持出しが困難である場合は、規則第27条第2項の基準に適合した袋により排出することができる。 資源のうち、古紙については、新聞、雑誌類、紙パック及び段ボールをそれぞれ別に、ひもで束ねて排出すること。ただし、雑誌類のうち雑誌以外のその他の紙については、紙袋に入れて排出するものとし、紙パックについては紙袋に入れて排出することもできるものとする。 資源のうち、ガラスびん及び缶については、飲料用、食品用等のものとし、キャップ等を除去し、洗浄して
	不燃ごみ(資源を除く。)	3,424ト(日量12トン)		世田谷区が原則として月2回収集する。		世田谷区が管理する中継施設において、選別した再生利用が可能な物については、再商品化事業者等に引き渡す。その他の物については、原則として、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場において埋立処分をする。	
	資源(再生利用を目的として分別して収集するもので、古紙、ガラスびん、缶及びペットボトルをいう。)	23,670ト(日量77トン)	世田谷区全域	古紙、ガラスびん及び缶については、世田谷区が原則として週1回収集する。	世田谷区が管理する資源化施設及び民間施設において中間処理した後、再生利用が可能な資源として、再商品化事業者等に引き渡す。		

		2,498 ^ト (日量9トン)		ペットボトルについては、世田谷区が原則として、月2回収集する。			から世田谷区が資源・ごみ集積所に配付する資源回収容器の中に、又は規則第27条第2項の基準に適合した袋により排出すること。 資源のうち、ペットボトルについては、飲料用、調味料用のものとし、キャップ、ラベルを除去し、洗浄及び簡易な圧縮をしてから規則第27条第2項の基準に適合した袋又は定められたペットボトル回収袋により排出すること。 なお、ビニールコート紙、スプレー缶等、資源として再生利用する際に不適正なものは、資源として排出してはならない。
区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
	粗大ごみ（一辺の最も長い寸法が30cmを超える耐久消費財を中心とする廃棄物（板状・箱状の物の場合は一辺の長さが30cm超200cm以下、中身の詰まっている柱・棒状の物の場合は直径10cm超30cm以下、長さ50cm超200cm以下のものを対象とする。）をいう。ただし、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）第2条第9項から第13項までに規定する製品は除く。）	7,888 ^ト (日量25トン)		区民の申告に基づき世田谷区が収集する。		世田谷区が管理する中継施設において、選別した資源化が可能な物については、資源化処理事業者等に引き渡す。その他の物については、原則として、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場において埋立処分をする。	あらかじめ世田谷区粗大ごみ受付センターに申告し、条例第38条の規定により、有料粗大ごみ処理券又は必要事項を記載した紙面を添付し定められた日に排出すること。転居する者は転居に伴い発生する粗大ごみを、計画的に上記の方法により排出すること。 なお、粗大ごみに含まれるアスベストやポリクロリネイテッドビフェニル（PCB）等の有害物質含有部位は、除去すること。 また、あらかじめ世田谷区粗大ごみ受付センターに申告し、条例第38条の規定により、有料粗大ごみ処理券又は必要事項を記載した紙面を添付し、区長の指定する施設に運搬して排出することもできる。

	<p>転居廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第10号に規定するものが収集し、又は運搬する廃棄物をいう。ただし、資源有効利用促進法第2条第9項から第13項までに規定する製品は除く。）</p>	—	<p>世田谷区全域（転居する者が引越荷物運送業者に処理を委任した場合に限る。）</p>	<p>転居する者から処理を委任された引越荷物運送業者が、転居廃棄物を収集し、自ら管理する収集区域内の保管倉庫まで運搬し、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が引渡しを受け運搬する。</p>	<p>東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場に埋め立てる他、一般廃棄物処分業の許可を受けた者が処分する。</p>	<p>転居する者は、やむをえない事情により引越荷物運送業者に処理を委任するときは、区長が別に定める事項を記載した委任状を当該引越荷物運送業者に交付しなければならない。</p> <p>引越荷物運送業者は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者（粗大ごみ破碎処理施設に転居廃棄物であって粗大ごみの形状をしたものを搬入しようとする者に限る。）に収集運搬を委託するときは、あらかじめ保管倉庫の所在地を管轄する清掃事務所に、倉庫の登録をしなければならない。</p>
--	---	---	---	--	---	--

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
資源有効利用促進法に規定する製品	<p>テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンディショナー等（特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定する製品をいう。）</p>	—	世田谷区全域	<p>区民自らが、特定家庭用機器の製造等を業として行う者（以下、「製造業者等」という。）が設置する指定引取場所に引き渡すもののほか、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下、「家電リサイクル法」という。）第9条の規定による小売業者及び小売業者の引取義務のないものは、区民の申告により、廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者が、製造業者等が設置する指定引取場所へ引き渡す。</p>		<p>家電リサイクル法第18条の規定に基づき、製造業者等が再商品化を行う。</p>	<p>製造業者等へ家電リサイクル法17条の規定に基づいて引渡しを行う。</p>
	<p>パーソナルコンピュータ（以下、「パソコン」という。資源有効利用促進法第2条第12項に規定する指定再資源化製品であるパソコンのうち、デスクトップパソコン、ノートブックパソコン、パソコン用ディスプレイ装置（ブラウン管式・液晶式）をいう。</p>	—		<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃掃法」という。）第9条の9第1項に規定する環境大臣の認定を受けた者が収集運搬を行う。</p>		<p>資源有効利用促進法第4条の規定に基づき、工場若しくは事業場において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者（以下、「事業者等」という。）が再資源化を行う。</p>	<p>事業者等に申し込み、指示に従うこと。</p>

	ただし、有機EL式ディスプレイは含まない。）						
	使用済みの携帯電話、デジタルカメラ、電子辞書等（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成25年政令第45号）第1条に規定する製品のうち、区が指定した使用済小型家電12品目をいう。）	12㌧（日量40キログラム。ただし、使用済小型家電回収ボックスから回収されたもののみ。）		公共施設に設置する使用済小型家電回収ボックスから、月2～4回の頻度で、世田谷区が回収する。不燃ごみとして排出されたものは、原則として、世田谷区が月2回収する。	自動車による。	世田谷区が管理する中継施設において選別した資源化が可能な使用済小型家電については、資源化事業者を引き渡す。	使用済小型家電回収ボックスを利用する場合は、投入口（縦10cm、横25cm）に入るものに限る。個人情報は消去してから投入すること。コード類は結んでから投入すること。

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
条例第2条第2項第3号に規定する事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	可燃ごみ（資源を除く。）	35,975㌧（日量116トン）	世田谷区全域	事業者が自らの責任で行うものほかは、世田谷区が原則として週2回収集する。	事業者が自らの責任で行うものほかは、自動車による。	事業者が自らの責任で処分するものほかは、原則として東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場において埋立処分をする。	事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、区長の指定する施設を利用して処分する場合は、一般廃棄物と産業廃棄物とに分別するなど世田谷区の指示によること。世田谷区に排出する場合は、条例第39条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。ただし、これにより難しいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。可燃ごみ、不燃ごみ、資源及びペットボトルに分別し、別表第1に定める収集曜日及び時間に、保管している場所から資源・ごみ集積所へ排出すること。なお、別表第2に規定する排出禁止物を排出してはならない。
	不燃ごみ（資源を除く。）	1,662㌧（日量6トン）				事業者が自らの責任で処分するものほかは、世田谷区が管理する中継施設において、選別した再生利用が可能なものについては、再商品化事業者等に引き渡す。その他のものは、原則として東京二十三区清掃一部事務組合が管理する中間処理施設において処理した後、東京都が設置管理する最終処分場において埋立処分をする。	可燃ごみ又は不燃ごみについては、規則第27条第1項に規定する基準に適合した容器に収納して排出すること。容器の持出しが困難である場合は、規則第27条第2項の基準に適合した袋により排出することができる。資源のうち、古紙については、新聞、雑誌類、紙バック及び段ボールをそれぞれ別に、ひもで束ねて排出すること。ただし、雑誌類のうち雑誌以外のその他の紙については、紙袋に入れて排出するものとし、紙バックについては紙袋に入れて排出することもできるものとする。資源のうち、ガラスびん及び缶については、飲料用、食品用等のものと

	資源(再生利用を目的として分別して収集するもので、古紙、ガラスびん、缶及びペットボトルをいう。)	7,150㍓(日量22トン)		古紙、ガラスびん及び缶については、事業者が自らの責任で行うもののほかは、世田谷区が原則として週1回収集する。		資源又はペットボトルについては、事業者が自らの責任で処分するもののほかは、世田谷区が管理する資源化施設及び民間施設において中間処理した後、再生利用が可能な資源として、再商品化事業者等に引き渡す。	し、キャップ等を除去し、洗浄してから規則第27条第2項の基準に適合した袋により排出すること。 資源のうち、ペットボトルについては、飲料用、調味料用のものとし、キャップ、ラベルを除去し、洗浄及び簡易な圧縮をしてから、規則第27条第2項の基準に適合した袋により排出すること。 なお、ビニールコート紙、スプレー缶等、資源として再生利用する際に不適正なものは、資源として排出してはならない。
		755㍓(日量3トン)		ペットボトルについては、事業者が自らの責任で行うもののほかは、世田谷区が原則として月2回収集する。			
区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
	その他の資源(再生利用を目的として民間で処理される剪定枝等又は食品残渣をいう。)	剪定枝等 9,774㍓(日量34トン) 食品残渣 3,643㍓(日量10トン)		事業者が自らの責任で行う。		—	区一般廃棄物収集運搬業者が、廃棄物(剪定枝等又は食品残渣)を再生資源化するために、区外民間施設へ運搬する際には、区と施設所在地の自治体間における廃棄物処理についての協議を要する。 【区外民間施設及び所在地】 ・東京ボード工業株式会社(江東区新木場2-12-5) ・株式会社リテック(神奈川県横浜市都筑区池辺町1588番地) ・有限会社エコプラント横浜(群馬県利根郡川場村大字中野383-3) ・株式会社山梨リテック(山梨県都留市朝日馬場2013-1) ・株式会社アルフォ(東京都大田区城南島3-3-2城南島飼料化センター、大田区城南島3-2-10城南島第2飼料化センター) ・バイオエナジー株式会社(東京都大田区城南島3-4-4) ・株式会社西東京リサイクルセンター(東京都羽村市緑ヶ丘3-3-3) ・株式会社日本フードエコロジーセンター(神奈川県相模原市中央区田名塩田1-17-13)

備考

- 1 事業系一般廃棄物の処理について、事業者は、上記のほか、自ら又は一般廃棄物処理業の許可を受けた者に委託して行う。なお、一般廃棄物収集運搬業の許可については、現在許可を受けている者により適正処理が確保されているため、原則として新たな許可は行わない。収集運搬業に関して、既に他のいずれかの特別区において同種のごみ種の許可を有する場合でも、別途区との協議を要する。また、処分業に関して新たに新規許可を要する場合も区との事前協議を要する。
- 2 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物とは、廃掃法第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に規定する産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くずで、一事業者当たりの平均排出日量が、一般廃棄物(資源を含む)と合わせて10キログラム未満のものをいう。

なお、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて世田谷区が収集する。
- 3 世田谷区は、上記の表に掲げるほか、世田谷区全域の家庭廃棄物の資源(新聞、ペットボトル、白色発泡トレイ、食品用透明プラスチック容器、色・柄付き発泡トレイ、飲料用ペットボトルのキャップ及び廃食用油)を、公共施設等に設置した回収ボックス等から収集し、民間施設において中間処理した後、再生利用が可能な資源として、再商品化事業者へ引き渡す。また、インクカートリッジを公共施設等に設置した回収ボックスにより回収し、再生資源として製造業者等へ引き渡す。
- 4 世田谷区は、上記の表に掲げるほか、家庭で使用していた水銀入り体温計・血圧計等を、公共施設等に設置した回収ボックス等から回収し、適正処理が可能な民間業者等へ引き渡す。
- 5 世田谷区は、まだ食べられるのに廃棄されるいわゆる食品ロスを削減するため、家庭における余剰食品をエコプラザ用賀、リサイクル千歳台、環境政策部清掃・リサイクル推進課、各総合支所地域振興課等で受け、福祉団体等へ引き渡す。
- 6 資源・ごみ集積所の取り扱いについては、「世田谷区家庭ごみ等の収集・回収作業実施要綱」及び「世田谷区集合住宅及び分譲住宅の再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所の設置等に関する要綱」に定めるところによる。なお、設置場所が記された地図については、世田谷区環境政策部清掃・リサイクル推進課窓口にて一般の閲覧を可能とする。
- 7 集合住宅等における粗大ごみの排出に関しては、保管庫や管理人の配置等の事情から、清掃事務所と管理会社等との協議により、収集曜日を別途定める場合がある。

(2) し尿、浄化槽汚泥等

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
し尿(事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く。)	58キロリットル(日量1.1キロリットル)	世田谷区が原則として2週に1回収集する。ただし、排出量の少ない場合については、この限りではない。	吸上げ自動車による。	東京二十三区清掃一部事務組合が管理する施設において、下水道放流により処分する。	公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法(昭和33年法律第79号)第11条の3に規定する期間内に水洗便所に改造しなければならない。
事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥(専ら居住用の建築物から排出されるし尿混じりのビルピット汚泥を除く。)	—	一般廃棄物収集運搬業(汚泥)の許可を受けた者が収集運搬する。(事業活動に伴って生じたし尿のうち、居住用建築物と兼用となっている便槽のものについては、家庭系し尿として、世田谷区が収集する。)	—	一般廃棄物処分業(汚泥)の許可を受けた者が処分する。	便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。 浄化槽管理者は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第10条の規定に基づいて、浄化槽の保守点検及び清掃を行わなければならない。
浄化槽汚泥並びに専ら居住用の建築物から排出されるし尿混じりのビルピット汚泥及びディスポーザ汚泥(東京都下水道局に設置届出をしているディスポーザシステムから排出されるものに限る。)	827キロリットル(日量2.7キロリットル)			東京二十三区清掃一部事務組合が管理する施設において、下水道放流により処分する。	

(3) 動物死体

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民・事業者の協力義務等
動物死体(25kg未満のものに限る)	850頭(日量3頭)	土地又は建物の占有者又は管理者(以下「占有者」という。)が自らの責任で行うものほかは、申告により世田谷区が収集する。	占有者が自らの責任で行うものほかは、自動車による。	占有者が自らの責任で行うものほかは、火葬により処分する。	世田谷区に収集を依頼する場合は、規則第30条に規定する動物死体届出書により、管轄の清掃事務所長へ申告すること。 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう世田谷区の指示によること。

別表第 1

収集曜日及び時間

1 収集曜日

町名	丁目	可燃ごみ	不燃ごみ	ペットボトル	資源
赤堤	1・3～5	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	木
赤堤	2	火・金	2・4回目の 木	1・3回目の 木	土
池尻	1・2	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	金
池尻	3	月・木	1・3回目の 土	2・4回目の 土	金
池尻	4	月・木	1・3回目の 土	2・4回目の 土	水
宇奈根	1～3	火・金	2・4回目の 土	1・3回目の 土	月
梅丘	1～3	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	土
大蔵	1～4	火・金	1・3回目の 土	2・4回目の 土	木
大蔵	5・6	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
大原	1	月・木	2・4回目の 土	1・3回目の 土	水
大原	2	火・金	1・3回目の 木	2・4回目の 木	土
岡本	1～3	火・金	2・4回目の 土	1・3回目の 土	木
奥沢	1・3・4	月・木	1・3回目の 金	2・4回目の 金	水
奥沢	2・5・6	月・木	2・4回目の 金	1・3回目の 金	水
奥沢	7	月・木	1・3回目の 火	2・4回目の 火	土
奥沢	8	月・木	2・4回目の 金	1・3回目の 金	土
尾山台	1～3	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	土
粕谷	1・2	水・土	2・4回目の 木	1・3回目の 木	金
粕谷	3・4	水・土	2・4回目の 木	1・3回目の 木	火
鎌田	1～4	火・金	2・4回目の 土	1・3回目の 土	木
上馬	1	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	金
上馬	2～5	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
上北沢	1～4	月・木	1・3回目の 火	2・4回目の 火	土
上北沢	5	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	土
上祖師谷	1・2・5～7	水・土	2・4回目の 木	1・3回目の 木	火
上祖師谷	3・4	水・土	1・3回目の 木	2・4回目の 木	火
上野毛	1・4	火・金	2・4回目の 土	1・3回目の 土	木
上野毛	2・3	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	火
上用賀	1～4	水・土	1・3回目の 木	2・4回目の 木	金
上用賀	5・6	水・土	1・3回目の 木	2・4回目の 木	火
北鳥山	1・3	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	水
北鳥山	2・4～9	月・木	2・4回目の 金	1・3回目の 金	水
北沢	1～5	月・木	2・4回目の 土	1・3回目の 土	水
喜多見	1～9	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
砧	1～5	火・金	1・3回目の 土	2・4回目の 土	木
砧	6・8	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	木
砧	7	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
砧公園		火・金	1・3回目の 土	2・4回目の 土	木
給田	1～3	月・木	1・3回目の 金	2・4回目の 金	土
給田	4・5	月・木	1・3回目の 金	2・4回目の 金	水

町名	丁目	可燃ごみ	不燃ごみ	ペットボトル	資源
経堂	1・4・5	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	木
経堂	2・3	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	木
豪徳寺	1	火・金	2・4回目の 木	1・3回目の 木	土
豪徳寺	2	水・土	2・4回目の 金	1・3回目の 金	火
駒沢	1・2	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
駒沢	3	水・土	2・4回目の 木	1・3回目の 木	金
駒沢	4・5	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
駒沢公園		火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
桜	1・2	水・土	2・4回目の 金	1・3回目の 金	木
桜	3	水・土	2・4回目の 金	1・3回目の 金	火
桜丘	1～5	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	火
桜新町	1・2	水・土	2・4回目の 木	1・3回目の 木	金
桜上水	1～5	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	木
三軒茶屋	1	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	金
三軒茶屋	2	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
下馬	1・3～6	月・木	1・3回目の 火	2・4回目の 火	金
下馬	2	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	金
新町	1	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
新町	2・3	水・土	2・4回目の 木	1・3回目の 木	金
成城	1～6	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
成城	7～9	水・土	1・3回目の 木	2・4回目の 木	火
瀬田	1・2	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	火
瀬田	3	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	木
瀬田	4・5	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	火
世田谷	1～4	水・土	2・4回目の 金	1・3回目の 金	火
祖師谷	1・2	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	金
祖師谷	3	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	火
祖師谷	4～6	水・土	1・3回目の 木	2・4回目の 木	火
太子堂	1・2	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	金
太子堂	3	月・木	1・3回目の 土	2・4回目の 土	水
太子堂	4・5	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
代沢	1～3・5	月・木	1・3回目の 土	2・4回目の 土	水
代沢	4	火・金	1・3回目の 木	2・4回目の 木	月
代田	1	火・金	1・3回目の 木	2・4回目の 木	月
代田	2・5	火・金	1・3回目の 木	2・4回目の 木	水
代田	3	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	土
代田	4	火・金	1・3回目の 木	2・4回目の 木	土
代田	6	月・木	2・4回目の 土	1・3回目の 土	水
玉川	1・2	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	火
玉川	3・4	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	火
玉川台	1・2	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	火
玉川田園調布	1・2	月・木	2・4回目の 金	1・3回目の 金	水

町名	丁目	可燃ごみ	不燃ごみ	ペットボトル	資源
玉堤	1・2	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	土
千歳台	1～6	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	金
弦巻	1～5	水・土	1・3回目の 金	2・4回目の 金	火
等々力	1・2	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	土
等々力	3	火・金	1・3回目の 土	2・4回目の 土	木
等々力	4・5・6	月・木	1・3回目の 火	2・4回目の 火	土
等々力	7	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
等々力	8	火・金	1・3回目の 土	2・4回目の 土	月
中町	1・5	火・金	2・4回目の 土	1・3回目の 土	木
中町	2～4	火・金	1・3回目の 土	2・4回目の 土	木
野毛	1～3	火・金	2・4回目の 土	1・3回目の 土	木
野沢	1	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	金
野沢	2・3	月・木	1・3回目の 火	2・4回目の 火	金
野沢	4	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
八幡山	1～3	月・木	1・3回目の 火	2・4回目の 火	土
羽根木	1・2	火・金	1・3回目の 木	2・4回目の 木	土
東玉川	1・2	月・木	1・3回目の 金	2・4回目の 金	水
深沢	1～4	火・金	1・3回目の 水	2・4回目の 水	月
深沢	5	火・金	1・3回目の 土	2・4回目の 土	月
深沢	6・7	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
深沢	8	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	木
船橋	1～7	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	金
松原	1～5	火・金	2・4回目の 木	1・3回目の 木	土
松原	6	火・金	1・3回目の 木	2・4回目の 木	土
三宿	1	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	金
三宿	2	月・木	1・3回目の 土	2・4回目の 土	水
南鳥山	1・2・5	月・木	2・4回目の 火	1・3回目の 火	土
南鳥山	3・4・6	月・木	1・3回目の 金	2・4回目の 金	水
宮坂	1・2	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	木
宮坂	3	水・土	2・4回目の 月	1・3回目の 月	木
用賀	1	水・土	1・3回目の 月	2・4回目の 月	木
用賀	2	水・土	2・4回目の 木	1・3回目の 木	金
用賀	3・4	水・土	1・3回目の 木	2・4回目の 木	金
若林	1・2	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	月
若林	3・4	水・土	2・4回目の 金	1・3回目の 金	火
若林	5	火・金	2・4回目の 水	1・3回目の 水	土

※ 新大型特殊車による可燃ごみの収集が行われる集合住宅等においては、特殊車両による収集となることから、上表によらず、所管する清掃事務所が定める収集曜日とする。

2 時間

収集当日の朝、午前8時までには排出すること。ただし、次の早朝収集実施区域の可燃ごみについては、収集当日の朝、午前7時までには排出すること。

早朝収集実施区域

下北沢駅周辺	北沢二丁目9番から14番まで、17番から21番までのうち、区長が別に定める区域
三軒茶屋駅周辺	太子堂四丁目23番から29番まで並びに三軒茶屋二丁目13番から14番までのうち、区長が別に定める区域

別表第2

排出禁止物（条例第40条第1項各号に規定するもの）及び適正処理困難物

区分	例示
有害性の物	ガスボンベ（プロパンガス、アセチレンガス、酸素、水素等）、石油類（ガソリン、軽油、灯油、ベンジン、シンナー、塗料、エンジンオイル、ブレーキオイル等）、工業薬品（塩酸、硫酸、硝酸、クロム等）、アスベスト、印刷用インク、現像液、自動車用燃料添加剤、自動車・自動二輪車のバッテリー、鉛蓄電池、消火器、医療・鍼灸等施術用の針等鋭利なもの（鋭利な部分を容器等で覆っているものを含む。）
危険性のある物	
引火性のある物	
著しく悪臭を発する物	
特別管理一般廃棄物に指定されている物	
家庭廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物	自動車、オートバイ、原動機付自転車、ピアノ、耐火金庫、ブロック、レンガ、コンクリート製品、石膏ボード、タイル、エンジン駆動付製品、コンデンサー等
廃掃法第6条の3の規定により指定された一般廃棄物（廃スプリングマットレスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。） ・廃テレビ受像機（25型以上の大きさのものに限る。） ・廃電気冷蔵庫（250リットル以上の内容積を有するものに限る。）